（入庫、見本の摘出、内容の点検、出庫等）

第三条　寄託者又は証券所持人は、次の各号に掲げる場合には、税関長の承認書又は許可書を当会社に提出しなければならない。

一　保税蔵置場に外国貨物を入庫するとき。

二　外国貨物の見本の摘出、内容の点検、改装、仕分その他の手入れ又は保存に必要な行為をするとき。

三　外国貨物を保税蔵置場から出庫するとき。

四　日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日又はこれらの日以外の日の税関執務時間外において外国貨物の取扱いを要するとき。

２　前項の規定は、輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする貨物について準用する。

３　前二項において、受寄物の入庫、出庫その他の取扱いについて必要な手続は、寄託者又は証券所持人において行うものとする。

（保管期間）

第四条　当会社は、寄託を受けた外国貨物の保管期間が法定蔵置期間を超える寄託者又は証券所持人からの保税蔵置期間の延長請求に対しては、これを拒絶することができる。

（輸入手続完了後の受寄物）

第五条　寄託者又は証券所持人は、外国貨物の輸入手続を完了したときは、遅滞なく寄託物を引き取らなければならない。

２　当会社は、前項により引取りがなされないときは、寄託者又は証券所持人の費用で受寄物を保税を目的としない倉庫に倉移しをすることができる。

３　当会社は、第一項により引取りがなされないときは、寄託者に通知して受寄物の寄託価額を変更することができる。

（収容貨物の料金）

第六条　寄託者又は証券所持人は、寄託物が収容されたときは、当該寄託物に関する保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金を遅滞なく当会社に支払わなければならない。

（収容貨物の公売等）

第七条　収容された受寄物が公売又は随意売却に付された場合において、その代金が法定費用に充てられた後残金のあるときは、当会社は、その残金から保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金の支払いを受け、なお不足があるときは、寄託者又は証券所持人に請求する。

２　前項の規定は、当会社が寄託者又は証券所持人に対し直接に債権の全額の請求をすることを妨げない。

（収容解除手続）

第八条　寄託者又は証券所持人は、収容貨物の解除を申請しようとするときは、あらかじめ当会社の承諾を受けなければならない。

（関税の提供）

第九条　寄託物が亡失し、又は滅却されても関税の納付を要するときは、寄託者又は証券所持人は、遅滞なく当該寄託物に対する関税に相当する金額を当会社に提供しなければならない。ただし、当会社の責に帰すべき事由により受寄物が亡失し、又は滅却されたときは、提供を受けた金額を返還する。

（延滞金）

第十条　寄託者又は証券所持人が前条に規定する提供を怠った場合において、当会社が寄託者又は証券所持人の負担すべき関税を納付したときは、納付の日から年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した利息を請求する。

（免責事項）

第十一条　当会社は、次の損害については、責任を負わない。

一　税関が行う検査、収容その他の税関が行う措置により受寄物に関し生じた損害

二　税関の収容後、公売その他の諸手続により寄託者又は証券所持人の受けることのある損害

○国土交通省告示第二百三十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

棚入川

二　砂防法第二条の土地の表示

山梨県上野原市秋山の区域内の土地のうち、次の一点から七点までを順次結んだ線及び一点と七点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十年建設省告示第千二百四十八号で指定した棚入川及び支川に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35°33′55.3051″	139°01′31.8380″
2	35°33′46.5789″	139°01′29.3641″
3	35°33′46.7458″	139°01′28.1622″
4	35°33′48.8584″	139°01′27.5818″
5	35°33′52.6564″	139°01′28.5671″
6	35°33′53.9481″	139°01′30.2759″
7	35°33′55.4639″	139°01′30.2800″

○国土交通省告示第二百四十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

二田里谷川二

二　砂防法第二条の土地の表示

宮崎県串間市大字西方の区域内の土地のうち、次の一点から二十七点までを順次結んだ線及び一点と二十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	31°28′48.9712″	131°13′43.9624″
2	31°28′48.8814″	131°13′43.8328″
3	31°28′49.8627″	131°13′42.9149″
4	31°28′49.7748″	131°13′41.8020″
5	31°28′50.0343″	131°13′40.9367″
6	31°28′50.7998″	131°13′41.1955″
7	31°28′51.6223″	131°13′40.4055″
8	31°28′52.0619″	131°13′40.8676″
9	31°28′51.8906″	131°13′41.3684″
10	31°28′52.1846″	131°13′42.8170″
11	31°28′51.5664″	131°13′43.5976″
12	31°28′49.8723″	131°13′44.0698″
13	31°28′49.0380″	131°13′45.1174″
14	31°28′48.8942″	131°13′45.2496″
15	31°28′48.6749″	131°13′45.4235″
16	31°28′48.6085″	131°13′45.4934″
17	31°28′48.4166″	131°13′45.6954″
18	31°28′48.3649″	131°13′45.6229″
19	31°28′48.4513″	131°13′45.5400″
20	31°28′48.5312″	131°13′45.4100″
21	31°28′48.6157″	131°13′45.2280″
22	31°28′48.7412″	131°13′44.9843″
23	31°28′48.7698″	131°13′45.0041″
24	31°28′48.7869″	131°13′44.9659″
25	31°28′48.8045″	131°13′44.9306″
26	31°28′49.0171″	131°13′44.2656″
27	31°28′48.8296″	131°13′44.0960″